

津野町かわうそ自然公園周辺整備に係る基本計画策定及び基本設計委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

津野町かわうそ自然公園周辺整備に係る基本計画策定及び基本設計委託業務

(2) 業務の趣旨及び目的

津野町かわうそ自然公園周辺整備を実施するにあたり、基本計画の策定及び基本設計を実施する。なお、基本計画の作成にあたっては、高知県が策定した「高知県中山間地域再興ビジョン」に基づいて町が取り組む人口減少対策を十分考慮し、現地状況や運営体制、収支計画の作成、技術的な検証等必要な確認を行い、施設整備及び持続可能な運用に向けた基本計画を取りまとめたうえで基本設計を実施するものとする。

(3) 業務内容

別添「津野町かわうそ自然公園周辺整備に係る基本計画策定及び基本設計委託業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間及びスケジュール（予定）

履行期限

委託契約締結日 ～ 令和6年8月30日（金）

スケジュール（予定）

基本計画・基本設計	令和6年 5月	～	令和6年 8月30日
実施設計	令和6年10月	～	令和7年 1月
建設工事	令和7年 4月	～	令和7年 8月

※基本設計については基本計画の進捗状況等を考慮し、町と協議の上行うものとする。

2. 見積限度額

金8,000,000円 以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 審査委員会の設置

別途定める「津野町かわうそ自然公園周辺整備に係る基本計画策定及び基本設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「津野町かわうそ自然公園周辺整備に係る基本計画策定及び基本設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4. 契約候補者の選定等

審査委員会において提出された企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションにより、本業務について最適なものと特定した者を契約候補者とする。

5. 契約の相手方の決定方法

企画提案書、プレゼンテーション等の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、契約候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、契約の協議が整い次第締結することとする。

6. 参加者の資格

下記のいずれかを満たすこと。

- (1) 津野町の入札参加資格（令和6年度）を有した建築関係コンサルタント業務「建築一般」（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき、一級建築士事務所に登録された者）の業種登録事業者（以下、「建築一般業種登録事業者」という。）であること。
- (2) (1) 以外の津野町の入札参加資格名簿（令和6年度）に登録されている事業者が参加する場合は、建築一般業種登録事業者を協力事業者とすること。
- (3) 津野町の入札資格を有していない事業者が参加する場合は、建築一般業種登録事業者とで構成する設計共同企業体（以下、「設計JV」という。）とする。

7. 参加者の要件

下記のすべてを満たすこと。

- (1) 令和元年以降に地方公共団体が発注した、下記の施設整備にかかる基本構想又は基本計画策定業務実績があること。
 - 複合型子育て支援施設（子ども・子育て世代向け施設）
アスレチックなど備えた施設・公園、子ども図書館、教育施設、託児所等
 - 小規模商業施設
小規模飲食店、キッズカフェ、子ども食堂等
- (2) 四国内事業者（四国内に主たる営業所を有する企業者をいう。）であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく会社更生手続き開始申立てを行った者で、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調定の申立てを行った者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てを行った者で、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けていない者

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項の一般競争入札に参加させないことができる者
 - ⑥ 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 19 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当した者
- (4) 参加表明書等の提出時において、津野町建設工事指名停止措置要綱（平成18年要綱）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。なお、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、津野町から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

8. 質疑と回答

質疑は、令和 6 年 4 月 1 8 日（木）午後 5 時までには質疑書（様式 9）により持参又は郵送（必着かつ書留郵便又は配達証明に限る）若しくは F A X、電子メールで受け付ける。F A X と電子メールによる場合は、送信した旨を電話連絡すること。質疑と回答の内容は津野町のホームページに掲載する。

9. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加希望者から、参加表明書に各書類を添えて申込を受け付ける。申込に当たって提出する書類は次表のとおりとする。

[提出書類、様式及び提出部数等]

書 類 名	様 式	備 考
参加表明書	様式 1	
履歴事項全部証明書（写し可）		
設計事務所の概要	様式 2	
設計事務所の主要及び類似業務実績書	様式 3	
管理技術者の主要業務実績等	様式 4	
協力事務所の概要	様式 5	
構成員の概要	様式 6	設計 JV の場合のみ
宣言・確約書	様式 7	

(1) 参加表明書等の提出

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参

②提出期限

令和 6 年 4 月 2 3 日（火）午前 1 0 時（必着）

③提出先

〒 7 8 5 - 0 2 0 1 高知県高岡郡津野町永野 4 7 1 番地 1

津野町役場 まちづくり推進課

津野町かわうそ自然公園周辺整備に係る基本計画策定及び基本設計委託業務担当 宛

(2) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和6年4月25日（木）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。

10. 企画提案書等の作成

(1) 提出書類は次表のとおりとする。

[提出書類、様式及び提出部数等]

書 類 名	様 式	備 考
企画提案提出書	様式10	
(1) 基本計画・基本設計実施体制	任意様式	
(2) 基本計画の策定にかかる手法		
① 現施設の運営などに対する評価方法	任意様式	
② 整備の方向性の検討方法	任意様式	
③ 整備の方向性 (エリアゾーニング・コンセプト・ターゲットの設定方法等)	任意様式	
④ 各施設整備の運営・収支計画等について	任意様式	
⑤ イメージパース、平面図	任意様式	
(3) 基本計画を実行・持続可能にするための人材、仕組みづくりの提案	任意様式	
(4) 業務を遂行するためのスケジュール管理	任意様式	
(5) 経費見積書 経費見積書の金額は消費税込の金額とし、積算根拠を明確に示すこと。なお、金額が見積限度額を超える場合は失格となる。	任意様式	

(2) 受理の通知

提出のあった書類が期限までに到着し受理したときは、提出者に対して受理した旨の電子メールを送信する。

(3) 企画提案をするにあたっての留意事項

- ① 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- ② 提出された企画提案書が次項に該当するときは、無効となる場合がある。
 - ・ 企画書の内容が本要領の規定に適合しないもの
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの 等
- ③ 企画提案書は1者1提案までとすること。必要に応じて説明資料を添付できるが、できる限り簡潔なものとする。

④A 4 縦または横書き、11ポイントの文字の使用を基本とし、原本1部、副本7部提出するものとする。なお、原本には法人名等を記載し、副本は法人名等を記載せずに提出すること。

1.1. 審査

別途定める審査要領のとおり審査を行う。

1.2. 審査結果

審査結果は、令和6年5月13日（月）に、全ての参加者に通知文書を発送する。

1.3. プロポーザルスケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領の公示	令和6年 4月15日（月）
質疑書提出期限	令和6年 4月18日（木）
参加申し込み期限（書面）	令和6年 4月23日（火）
参加資格の確認通知	令和6年 4月25日（木）
企画提案書提出期限	令和6年 5月 2日（木）
審査会（書類・プレゼンテーション）	令和6年 5月10日（金）
審査会の結果通知	令和6年 5月13日（月）
委託候補者決定・協議・契約	—

1.4. 提供資料

今回の公募にあたり町は次の資料を提供する。提供資料は津野町ホームページに掲載する。

- ・かわうそ自然公園周辺活用可能性調査報告書

1.5. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式8により提出させる。開示・非開示の判断は様式8に基づき行うものではなく、様式8を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

1.6. その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退によって、今後町との契約等において不利益な取扱いをすることはない。

- (2) 本プロポーザル参加に関する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (4) 次のことに該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

17. お問い合わせ先・各種書類提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471番地1

津野町役場 まちづくり推進課

津野町かわうそ自然公園周辺整備にかかる基本計画策定業務担当 宛

電話：0889-55-2311

E-mail：machi@town.kochi-tsuno.lg.jp（まちづくり推進課代表アドレス）